

## 令和6年度 第2回自転車駐車対策審議会 会議録

■ 日時：令和6年7月24日（水） 午後1時30分から午後3時まで

■ 場所：流山市役所 第1庁舎3階 庁議室

### ■ 出席委員

寺部会長、小川委員（代理 次長 角田氏）、海老原委員、高鍋委員、大塚委員、松井委員、山崎委員、

平井委員、局委員、立花委員、上野委員（11名）

### ■ 欠席委員

北原委員、西委員（事前に欠席連絡あり）、齋藤委員（急遽悪天候により欠席）

■ 傍聴者：1名

### ■ 事務局

- 土木部長 染谷祐治
- 土木部次長 遠藤 康弘
- 道路管理課 課長補佐 近藤 広隆
- 道路管理課 交通安全対策係 係長 皆川 裕美
- 交通安全対策係、主事 武内 美里

### ■ 議題：

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリックコメントの実施

### ■ 配布資料

- 次第
- 席次表
- 【資料1】第1回審議会 意見質問シート
- 【資料2】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案) 概要版
- 【資料3】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案)の制定に係るパブリックコメント
- 【資料4】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案)

○寺部会長

それでは定刻となりましたので、第2回流山市自転車駐車対策審議会を開催いたします。

本日、小川委員が所用によりご欠席のため、代理として千葉県 東葛飾地域振興事務所 次長 角田様に出席いただいております。

また、西委員、北原委員より事前にご欠席の連絡をいただいております。

現時点での出席状況は、流山市附属機関に関する条例第5条第2項に規定する人数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

それでは、本日の審議会の進行について事務局より説明願います。

○事務局

本日の進行について事務局よりご説明します。

まず、本日、市職員は、土木部長 染谷、土木部次長 遠藤、道路管理課交通安全対策係 係長の皆川、同じく交通安全対策係の武内と私、道路管理課 課長補佐の近藤が出席致します。

では、お手元の配布資料を確認します。

- ・次第
- ・席次表

【資料1】第1回審議会 意見質問シート

【資料2】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案) 概要版

【資料3】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案)の制定に係るパブリックコメント

【資料4】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案)

以上、6点をご用意しております。

不足等が御座いましたら、係の者までお申し付けください。

本日の進行については、お配りしている次第のとおり、まず次第1として、前回の審議会の内容について意見質問いただいた内容について、資料1を元に触れたのち、次第2で今後実施するパブリックコメントについて、説明させていただきます。

その後、次第3で第1回審議会の内容を踏まえ事務局で作成した「流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」のたたき台をもとにご審議をお願いします。

なお、本日も議事録作成のため、録音を致します。

大変お手数ですが、発言の折りには、必ずマイクを使用し、冒頭で氏名を名乗っていただきますようお願いいたします。

○寺部会長

はい、ありがとうございます。では、審議を始めていきます。

次第1、第1回審議会 意見質問シートについて事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

ご説明いたします。

まず、お手元の資料1「第1回審議会意見質問シート」をご覧ください。

こちらは前回、第1回審議会終了後に、意見質問シートを使い、委員の皆様からいただいたご意見と、それに対する市の回答を記載したものです。

これらのご意見・ご質問に対して、一つずつ確認いたします。

### 1点目

立花委員からご質問をいただいております。今回の審議対象についてですが、流鉄流山線と東武アーバンパークライン沿線の自転車駐車場に限定しています。後日、他の市営駐輪場についても審議を行う予定があるかというご質問に対し、事務局からの回答を記載しております。

事務局の回答として、今回の審議会では、流山市営の駐輪場、具体的には流鉄流山線と東武アーバンパークライン沿線の自転車駐車場のみが審議対象であり、他の駐輪場についての審議は予定しておりません。

立花委員のご質問にある他の駐輪場についてですが、おそらくつくばエクスプレス沿線の流山おおたかの森駅、流山セントラルパーク駅、南流山駅周辺の駐輪場を指しているかと思われます。これらの駐輪場は公益財団法人自転車駐車場整備センターが独自に運営しており、条例には触れないため、今回の審議からは除外されています。

### 2点目

立花委員からのご意見として、今後の道路交通法の改正に伴い原付バイクの台数が増加する可能性があることのご指摘をいただいております。

事務局としても、改正道路交通法により、電動キックボードが原付の一種として認められることや、今後の排ガス規制法の改正により新基準の原付が導入されることから、駐車場を利用する車両が多様化し、台数も増加する可能性があると考えています。

今回ご審議いただく改正条例案は、このような多様化するバイクの受け入れにも対応できる内容としております。詳細については後ほどご説明いたします。

### 3点目

立花委員からのご意見として、使用料の定期的な見直しを行ってはどうかとの提案をいただいております。具体的には、5年ごと、7年ごとに路線価の上昇率に合わせて価格を設定するという内容です。

確かに路線価は土地の価値を測る上で重要な指標ですが、路線価の変動が必ずしも自転車駐車場の需要と一致しないのが現状です。したがって、市としては、料金設定については施設の需要に沿った設定が望ましいと考えています。

ただし、平成21年に制定されて以来改正されていないという背景もあり、今後、定期的な料金見直しが必要であると市としても考えています。

### 4点目

局委員のご意見として、指定管理業務の赤字解消に向けて、稼働率と利用者の利便性向上のために指定管理者の努力が必要だというご指摘をいただいております。

事務局としては、改正条例案の中で無駄なコストがかかっていないかを精査し、経費削減の可能性を検討しました。その内容も改正条例案に含めています。しかし、指定管理業務の内容については、条例改正後に市と指定管理者との協議の中で対策を検討する予定です。

#### 5点目

局委員のご意見として、自転車駐車場の利用実態を調査するために現地で作業している方へのヒアリングの機会を設けてほしいという要望をいただいております。

現地の受付業務は指定管理者である公益社団法人シルバー人材センターが行っており、個々の受付業務に従事している方々が全体の収入実態を説明するのは難しい状況です。しかし、自転車駐車場条例を検討する中で施設の現状把握は重要であることから、確認事項や質問事項があれば事務局までお知らせいただければ回答いたします。

以上で資料1の説明を終了します。

#### ○寺部会長

全て説明後に一括して質疑・ご意見をいただきたいと思っておりますので、引き続き、資料の2について説明してください。

#### ○事務局

引き続き、今回の次第2「パブリックコメントについて」の項目を説明いたします。資料はご用意しておりませんので、口頭での説明となります。簡潔にご説明いたします。

本日の第2回審議会では、市民向けのパブリックコメントの実施に関する内容について審議を行います。特に、パブリックコメントにかける改正案についてご意見を頂戴する場となっております。パブリックコメント制度についてご質問があるかもしれませんので、簡単に説明いたします。

パブリックコメントとは、日本語で「意見公募」とも言われ、市が条例や政策を策定する際、市民の意見を募り、それを踏まえた上で政策立案を行う制度です。いただいた意見は、必要に応じて改正案に反映され、反映できない場合でもその理由を市の見解として公表いたします。

具体的な流れについてですが、今回の審議会の内容を踏まえて改正条例案が作成されます。この条例案は、市内各所や市のホームページなどに公開され、市民から広く意見を募ります。改正案は条文の形で示すこともありますが、市民に理解しやすいよう、概要版としてカラーのA3サイズの資料も作成しています。

改正案の掲示期間はおおむね30日間を予定しており、今回も30日間としています。ご意見は、郵送、メール、ファクス、インターネットなど様々な方法でお寄せいただけます。いただいたご意見は項目ごとに整理し、市の見解を表明した上で、次回第3回の審議会で報告いたします。

以上で、パブリックコメントの説明を終了いたします。

#### ○寺部会長

では、今回パブリックコメントにかける改正条例について、次第3 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）について、説明をお願いします。

#### ○事務局

では、引き続きまして、条例改正案についてご説明いたします。

まず、ご説明に当たりまして、お手元の資料を三つ使用いたしますので、資料のご準備をお願いいたします。まず、右上に「資料2」と書いてあるもの、次に「資料3」のカラー印刷物、これは概要版です。そして、最後に「資料4」が改正する条例の具体的な内容を分かりやすくまとめたものです。

メインは概要版を見ながらご説明いたしますので、まずA3の概要版をお開きください。次に資料4の4ページ、この表の部分を一緒にご覧いただくと、内容が分かりやすいと思いますので、事前にご準備ください。

今回パブリックコメントにかける流山市自転車駐車場条例の一部改正案についてご説明いたします。まず、第1回審議会でご審議いただいた内容、また、質疑やご意見シートでいただいた意見をもとに、事務局で今回の改正条例案を作成いたしましたので、それについてご説明いたします。

次に、カラーの印刷物についてですが、改正に至る背景として、一般の皆様にも分かるように、なぜ今改正しなければならないのか、今後どのような変化があるのかを整理いたしました。こちらは第1回審議会でご説明した内容と重複しますので、今回は割愛いたします。

まず、改正の考え方を整理いたしました。1点目は、バイクの受け入れ拡充です。現在、自転車と総排気量50cc以下の原動機付自転車を受け入れておりますが、施設の向上により総排気量400ccまでの中型バイクの受け入れを行います。新たに料金設定を行う必要がありますが、今後の排ガス規制法の適用に伴う新基準の原付にも対応できるよう整理いたしました。

2点目は使用料の改定です。需要に基づいて使用料を設定し、特定の施設に駐車が集中しないようにすることで、施設を有効活用できる料金設定を考えております。

3点目は無料開放日の拡大です。稼働率の低い曜日に無料開放することで、施設を市民の皆様にご活用いただけるようにしたいと考えています。

4点目は利用料の免除対象の拡充です。市民の皆様により利用しやすい施設をつくるため、免除対象を拡充いたします。

次に、改正の具体的な内容についてご説明いたします。資料右側のページをご覧ください。右側のページには、改正案が大きく書かれており、①受け入れ拡大、②使用料の見直し、③無料開放日の拡大、④免除対象の拡充が記載されています。これらの具体的な改正内容をまとめたのがこの資料です。

まず、①の受け入れ車両の拡大についてご説明いたします。今回、中型バイク400ccまでの受け入れを行う予定です。現行条例の受け入れ状況は表の上段に示されており、原付については受け入れが行われていますが、小型、中型、大型バイクについては対象外となっています。

今回の改正案は表の下段に黄色く塗ってある部分です。原付バイクはこれまでどおり受け入れを行い、50ccから125ccまでの小型バイク、125ccから250ccおよび250ccから400ccの中型バイクも受け入れ対象とします。大型バイクについては車両の重量や構造上の理由から、

受入れを見送ることとなりました。

前回の第1回審議会でもご説明したとおり、小型中型バイクの利用者が増加している状況を踏まえ、今回の改正案はこれに対応したものです。

次に、②使用料の見直しについてご説明いたします。事前にご用意いただいた資料4と併せてご覧ください。

使用料見直しにあたり、1年間1台当たりの料金を改めて検討しました。資料4には改正前と改正後の料金が記載されていますので、そちらをご確認ください。

まず、自転車の定期使用料についてです。流鉄流山線の月額料金は200円、年間では2400円です。高校生以下の学生については大人の半額となります。

次に、東武アーバンパークライン沿線の駐輪場について、改正前の価格を基におおむね1.2倍の金額を算出しました。ただし、施設の需要や稼働率により価格に幅があります。例えば、運河堤防自転車駐車場は駅から遠いため、価格を下げて分散を図る目的で設定しました。

例外的に金額を上げているのが江戸川台駅の東口階層式1階などです。こちらは2階建てで屋根があるため、アクセスが良く、需要が高いため1.27倍の価格としています。

次に、原付小型バイクの使用料についてです。自転車の一般料金の1.6倍を基準としました。小型バイク（50ccから125cc）については他市の事例を参考にし、原付価格と同等としました。

中型バイクについては、新たに受入れを開始するため、自転車一般の2倍を基準に算出しました。ただし、受入れが難しい施設もあるため、そういった施設については料金を設定していません。

以上が定期使用料の見直しに関するご説明です。次に、一時使用券についてご説明いたします。4番の資料ですが、下段の参考資料3となっているところ、A3判の資料、資料2であれば、表の右側になります。

一時使用券についてですが、現在も運用しております。1枚券を購入していただくと、1台1日駐車できる形になってはいますが、こちらも定期利用と同じ考え方を踏襲し、現在100円の設定を1.2倍にして120円に据え置いております。同様に、原付小型及び中型バイクについても、先ほどの定期利用と同様に、原付小型バイクは1.6倍、中型バイクは2倍の価格設定にしております。

次に、下段に移ります。一時使用券の下に、新旧対照表（A4判）があります。左側に現在の回数券12枚セットがありますが、改正後は15枚まとめ売りという項目を設けさせていただきます。現在、回数券は12枚セットで販売しておりますが、一時使用券とほぼ変わらない様式のため、印刷コストがかかっています。このため、市としては回数券を廃止し、一時使用券にまとめたいと思っております。

これまで回数券には使用期限が設けられておらず、極端な話、5年前に購入した券を使用することも可能でした。このため、回数券についても使用期限を購入から1年間に定め、整理することにしました。

次に、無料開放日の拡大についてご説明いたします。現在、施設を無料で利用できるのは、日曜、祝日、年末年始ですが、施設の稼働率を踏まえ、土曜日も無料開放とし、利用者が増えることを期待しております。

次に、免除対象の拡大についてです。既存の免除対象者に加え、ひとり親家庭（具体的には児童扶養手当受給者とその家族）、難病指定を受けている方（特定療養費・指定難病の受給者証交付者）、運転免許証を返納された75歳以上の方（運転経歴証明書の提示が必要）を免除対象とすることを考えております。

改正案の内容については以上です。なお、資料に誤りがございましたので、この場を借りて訂正させていただければと思います。A4の資料4、4ページですが、参考に定期使用券、新旧対照表とありますが、こちらは定期使用料です。訂正いただければと思います。

以上で、改正条例案のご説明を終わります。委員の皆様にご審議いただき、より良いものにしていきたいと思っておりますので、活発なご審議をお願いいたします。

#### ○寺部会長

それでは議事次第の4、質疑応答と意見交換ということでこれまでの、説明していただいた内容について、ご質問ご意見ありましたら挙手をお願いします。

#### ○海老原委員

シルバー人材センター副会長の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

現在ご説明いただいた資料4の一時使用券の箇所についてですが、条例および前回の会議資料をご確認いただくと、一時使用券は102円ではなく103円であると思います。

また、回数券12枚綴りは1047円、原付の場合は209円であると思います。条例をご確認いただければ、これらの数値が確認できると思います。よろしくお願いいたします。

#### ○寺部会長

指摘箇所について、事務局で資料の修正をお願いします。

#### ○寺部会長

はい。次は高鍋さん

#### ○高鍋委員

自転車駐車場整備センターの高鍋でございます。

一つご質問させていただきたいのですが、定期使用料の料金ですが、例えば江戸川台駅東口一階ということで料金設定されているのですが、同じ施設の中で、どの位置に駐輪しても同じ価格という理解でよろしいでしょうか。

#### ○事務局

今回の基本方針として、流山市の自転車駐車場条例の改正案を策定いたします。価格については、据え置き価格で同一施設内においては一定の価格を設定いたします。実際の運用に関しては、市および指定管理業務を請け負っていただいているシルバー人材センター様と協

議の上で、条例で定めた価格を最高価格として具体的な価格設定を検討してまいります。

なお、駅から遠い駐車場が不便であるのご意見をいただいております。そのため、遠隔地にある駐車場については、ブロックごとに安価に設定することも可能です。今後、条例改定を含めて、指定管理事業者様と協議し、利用者の皆様が利用しやすい施設を目指してまいります。

○寺部会長

現状は、同一価格で運営しているのでしょうか。

○事務局

お答えいたします。

現在、同じ施設内での駐車料金は一律です。そのため、多くの方が一斉にアクセスしやすい箇所に自転車を駐車するため、駅に近い場所が過密状態になっています。その結果、自転車を取り出しにくい状況や混雑が生じています。利用者の視点から見ても、遠方の駐車場を余裕持ってご利用いただくことが望ましいと考えます。

○寺部会長

ありがとうございます。

ほかありますか。松井委員どうぞ。

○松井委員

市民委員の松井です。

一時使用に関して、次回から15枚綴りに変更されると伺いました。

使用期限が1年間であるとの説明がありました。120円の15倍で1800円になります。

改正前は12枚綴りで、若干の割引がありました。ちょうどの金額にしたのは何か理由があるのでしょうか。

○寺部会長

はい。これについて事務局、いかがですか。

○事務局

事務局では、回数券制度を廃止し、同じ一時使用券をまとめて販売する考え方を採用しております。そのため、価格の割引は実施しておりません。

これは事務局としての提案であり、審議委員の皆様からご意見をいただければ幸いです。

実際には、指定管理業務の受付で販売を行うこととなりますが、購入枚数にばらつきがあると受付が混乱し、不手際が生じる可能性があります。そのため、10枚や15枚といった一定の枚数で販売するのが望ましいと考えております。

以上です。

○寺部会長

ほかありますか。

はい。海老原委員どうぞ。

○海老原委員

回数券についてですが、10年前にシルバー人材センターが関与する以前に発行された回数券をお持ちの方がいらっしゃいます。そのため、期限を設けることは非常にありがたいと考えております。今回、期限付きにする際には、それまでに回数券をお持ちの方に対して、どのように理解を得るかについて整理する必要があると考えます。また、駆け込みで3月までに大量に購入する方もいるかもしれませんので、こうした対応についても検討していただきたいと思います。

○寺部会長

事務局、何かありますか

○事務局

既に購入されている方や、大切に長年ご利用いただいている方がいらっしゃるという実態は承知しております。そのため、これらの方々の取扱いについては、今後、条例改正を進める中で検討が必要です。政策法務として条例の形を作る際に、経過措置が必要となる場合があります。例えば、特定の期間（半年間など）の移行期間を設けるなどの整理が求められます。

この点について、まず、私ども事務局と指定管理者とで意見交換のうえ、市の法規担当と協議を行い、望ましい方向を検討します。既にお持ちの方に対して一切の使用を禁止するのは適切ではないと考えますので、一定期間の猶予を設けて受け入れることが必要かと思えます。

しかし、これについては条例の条文にも関わる問題ですので、指定管理者と調整のうえ、市の法規担当と協議を行わせていただければと思います。

○海老原委員

はい、ありがとうございます。

○寺部会長

他はいかがですか。海老原委員どうぞ。

○海老原委員

流鉄の場合、単価を下げますが、一時券、回数券についても、全ての駅同一というふうに考えてよろしいですかね。

○事務局

こちらについてですが、流鉄流山線については、前回第1回の審議会でも議論がありましたが、稼働率が著しく低いという現状があります。まず、定期使用の料金設定についても議論がありましたので、今後、指定管理者と詰めていかなければならない内容です。それに加えて、一時使用券の取扱いについても、今後、意見交換のうえ、市の法規担当と協議させていただければと考えております。

○海老原委員

その際に料金が違うものの、一時券を何種類もつくとまた費用がかかるというところもあるかなと思いますので、ちょっと一緒に整理させていただければと思います。

○事務局

一時使用券と回数券についてですが、今回は回数券を廃止し、一時使用券のみを採用する理由はコストカットです。現在、一時使用券と回数券はほぼ同様の様式ですが、「一時使用券」と「回数券」という表示の違いだけがあり、同じ様式のものが混在しています。

このため、それぞれの券を作成するコストが発生しており、コスト削減が必要です。そのため、今回の金額設定は、いずれの施設も同一価格とし、この券は江戸川台駅で購入しても運河駅で使用できるほか、市内の施設であればどこでも利用可能です。ご活用いただければと思います。

○海老原委員

方向性については理解しました。今後の協議ということで、よろしくお願いします。

○寺部会長

ありがとうございます。僕から一つ質問いいですか。

免除対象の拡大で、ひとり親家庭とかの対象である確認をする方法は、例えば証明する書類みたいなものはどのようなものを想定していますか。

○事務局

使用料免除対象であることを確認する書類についてのご質問かなと思います。

現在、受付で使用料を免除する場合、確認する書類が必ず必要です。今回の免除対象として設けたのは、ひとり親家庭、難病指定を受けている方、免許証を返納された方です。これらの条件に該当する方については、それぞれ確認できる書類をもとに選定しています。

ひとり親家庭の場合は、児童扶養手当の証明書が提供されるので、扶養児童扶養手当を受けている方、親御さん、または同一世帯のお子様を対象となります。難病指定を受けている場合は、特定医療費の受給者証が交付されているので、こちらをもって確認します。運転免許証を返納された方については、希望者のみの交付となりますが、運転経歴証明書を提示いただくことで確認が可能です。運転経歴証明書は身分証明書としての効力がありますので、この方法で対応できると考えています。

○寺部会長

各駐輪場の受付で、係の方にその都度見せていただくということですね。

はい、ほか委員の皆様からご意見御質問がありましたらお願いします。海老原委員。

○海老原委員

免除対象者の拡大についてですが、今年の2月に原爆被爆者に関する対象枠の設置を要請されました。それについては現在運用中かと思います。せっかくですので、これを今後の運用に組み込むことを検討するのはいかがでしょうか。

○事務局

ご意見として頂戴します。

○寺部会長

はい、ほかはいかがですか。

はい、松井委員どうぞ。

○松井委員

資料2の左側のところで、駅周辺で今後の変化というのがありますよね。

江戸川台駅のところに、令和10年度までに駅前商店街を決めた東口ロータリーの再生と書かれていますが、このことと駐輪場とはどのような関係性があるのですか？

○事務局

ご質問ありがとうございます。

まず「今後の変化」という項目について整理します。こちらは江戸川台周辺の変化についてまとめた資料です。具体的には、ジェット口跡地の活用が今後駅周辺で予定されています。この点をまず記載した上で、商店街を含む駅前ロータリーの整備が計画されていることも述べています。

江戸川台駅前商店街については、歩行者空間を優先するという基本方針が採用されています。これにより、以前は許可されていた車両が商店街内に進入できなくなることが考えられます。そのため、商店街の店舗周辺に駐車していた車両が入れなくなる可能性が高いです。このため、駐輪場を利用するなどの一時的な利用が増加することも想定されます。これらの点を資料では「駅を取り巻く環境の変化」として記載しています。

○松井委員

私も江戸川台駅の駐輪場を週4日程使用しますが、関係性がまだよく理解できないです。

○寺部会長

松井委員は江戸川台駅東口のロータリーがきれいになったりすると、駐輪場の利用者は増えると思いますか。

○海老原委員

現状、人口は少なくなっていますからね。

東武線に関して言えば、江戸川台駅と初石駅に急行は停まらない。

そのような状況もあり、増える感じは正直しないですね。

○海老原委員

指定管理者としては人の流れが変わると波及効果で利用者が増加すると想定しています。

○寺部会長

他、ありますか。

はい、海老原委員どうぞ。

○海老原委員

無料開放日について、土曜日でも無料開放にすることに関して、自転車の整理業務は継続して実施したいと考えています。土曜日と日曜日に加え、祝日が連続する連休の際には、休み明けの整理業務が非常に困難となります。そのため、土曜日を無料開放日としても、整理業務を実施する必要があると考えます。これにより、サービスの向上にもつながると考えています。

さらに、運河駅には東武鉄道が導入している自転車用電気ロック式駐輪場があります。市営駐輪場を無料開放することで、利用者がその電気ロック式駐輪場を利用せずに、市営駐輪場に流れてくる可能性が高まる懸念されます。この点についての見解をお伺いします。

○寺部会長

わかりました。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

はい。

まず1点目についてご説明します。事務局としては、土曜日に整理作業を行っていただくこと、また整理員の配置については、条例制定後に市と指定管理者との協定の中で決めていくこととなります。ただし、現在市の事務局が想定している内容としては、整理作業は土曜日に実施していただきたいと考えております。駐車台数は少ないとはいえ、自転車が乱雑に放置されると見た目が良くないだけでなく、利便性も低下します。そのため、整理員を配置し、整理作業を行っていただくことが望ましいと考えています。

そのため、混乱が生じる可能性は少ないと考えていますが、今後は事務局とシルバー人材センターで協議を進めていく必要があります。

2点目についてですが、無料開放を実施することで、市の施設に利用者が集中し、民間の駐輪場利用に影響があるのではとのご指摘ですが、実際には市民の利便性の確保を最優先に考え、無料開放を行う方針としています。

一方で、民間の東武鉄道の駐輪場や、公益財団法人自転車駐車場整備センターが流山市内に設置している自転車駐車場には、電磁ロック式でしっかりとロックされているなど、付加価値があるのも事実です。また、精算方法も電子マネーやキャッシュレス決済が利用できるなど、便利な点が多くあります。

そのため、市の駐輪場に利用が集中することは少ないと考えています。

○寺部会長

ほか、よろしいですか。

海老原委員どうぞ。

○海老原委員

無料の施設があれば、無料に流れるっていうのは、必然かなと思ったりするのですが、東武鉄道さんとの協議していなくて問題ないのでしょうか。

○高鍋委員

駐輪場を運営しているものとして、参考意見にはなるのですが、先ほどおっしゃったように、有料電気ロック式には文字通りロック機能があり、盗難防止にもなります。

100円を払って盗難するかということもあるので、料金だけでなく、違う観点からお客様で選択をされている方が多いと思われます。

加えて、場所によるところが一番大きいと思いますので、他駐輪場へ利用者が流れることは少ないと考えます。

#### ○寺部会長

少し様子を見ることも必要ですね。

#### ○事務局

正直、市としても、電磁ロック式は非常に魅力的です。

現在、自転車の多様化が進み、電動自転車やクロスバイク、スポーツタイプの自転車などが高額になっています。そのため、お客様の選択肢が増えることは良いことだと考えています。無償化が不公平感を生む、民間を圧迫することはないと思います。

#### ○海老原委員

現在、運河駅のほかに初石駅にも民間の駐輪場が存在します。また、他にも民間の駐輪場があると考えられます。料金改定を検討するにあたり、そのような民間の業者との利用者サービスに関する面談等を実施したのでしょうか。

さらに、市が管理する駐輪場についてですが、初石駅の場合、個人の土地を借用しているケースがあります。運河駅も同様です。東武鉄道の駐輪場についても、市が使用しているものがあると考えられますが、この借地料については、現在、市が負担していると思われます。今回の利用料金改定に際し、この借地料を含めた施設の運営経費を全て利用料金で賄うという考え方について、また、大規模修繕や受付小屋の改善、老朽化した設備の整備なども含めて、市民である60歳以上の高齢者が快適に働ける環境の整備に力を入れる必要があります。このような費用も考慮した上で、使用料金の改定を検討しているのかお伺いします。

#### ○事務局

まず1点目が、民間施設との協議を行っているかどうかという点についてですが、こちらは現在行っておりません。ただ、今回民間施設に関しても、流山市で事業を営んでいる方々、業務を行っている方々を対象にしています。今回パブリックコメントを募集することで、そうした方々の意見を取り入れることができますので、条例改正前に「自分が自転車駐輪場を運営している」といった方々からのご意見をいただければと思います。その意見を取り入れ、調整を行えたら良いと考えております。

2点目ですが、当施設の運営経費を含めた料金設定についてです。大規模修繕費を含めるかどうかというお話ですが、今回の料金設定を考える上で、あくまで第1回審議会でも触れた通り、受益者負担を基本としています。つまり、皆様のご利用料金で指定管理業務の運営ができるように料金設定を行っております。

例えば、何年か後に大規模な全面修繕を行うといった場合の費用は、今回の料金設定には

含まれておりません。また、現在流山市シルバー人材センターにて指定管理業務を行っておりますが、この契約は今回5年間の契約となっております。今後、自転車や原動機付自転車の法改正が頻繁に行われる中で、今後の自転車の需要がどうなるかは非常に不透明です。

そのため、必要によっては施設の閉鎖等も含めて議論を行うことも考えられます。

現時点では、既存施設の修繕費も含めた料金設定にはしておりません。

○寺部会長

そこは今後も、必要があればその都度対応していくということですね。

ほかはいかがですか。どうぞ、上野委員どうぞ。

○上野委員

現在の状況についてお伺いしたいのですが、江戸川台の屋根付き駐輪場の利用料が最も適切であると伺いました。利便性の向上を掲げている中で、大規模修繕の予定がないとのことですが、近年の高温や大雨の増加を踏まえて、屋根の新設などの計画が市に存在するかどうかお伺いしたいと思います。

屋根を追加することで利便性が向上する可能性があると考えます。

もう一点、確認させてください。

A3の資料に関してですが、今後パブリックコメントを出していくとのことですが、右の欄に記載されている定期使用料について、資料2と資料4を合わせて説明があった中で、この資料では変更があるとされています。しかし、改正前後の内容が色分けされていないため、変更がないと誤解される可能性があります。

例えば、2段書きにするなどの工夫が考えられます。

○寺部会長

意見をいただきました。どうぞ。

○事務局

委員からのご指摘に基づき、変更箇所には着色を施し、改正後の内容が一目でわかるように表示いたします。改正前と改正後の表記については、概要版に反映したいと考えていますが、概要版のスペースが限られているため、記載が難しい状況です。概要版はこのようにさせていただきますが、概要版と併せて、パブリックコメントに関する資料も一緒に配布いたしますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。

次に屋根に関するご希望についてですが、一部の利用者の方からご要望をいただいております。しかし、現時点では市として屋根の設置予定はありません。維持管理の問題や、鉄道沿線に位置するため構造的な制約があることから、現在のところ検討しておりません。

○寺部会長

何か別の機会に声を上げていくとかも必要かもしれませんね。

ほかはいかがですか。よろしいですか

はい、では一通り皆さんご意見いただきましたので、以上にしたいと思います。

では次第 5、その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局より、今後のスケジュールについてご案内いたします。

本日の内容を反映した流山市自転車駐車場条例の一部改正案は、市内部の意思決定を経て、今年 9 月から 1 か月間、パブリックコメントを実施します。

また、多くの方が利用する自転車駐車場に関する改正案については、アンケートも実施する予定です。

その後、寄せられた意見に基づき回答を作成し、改正案に修正が必要な場合には、その内容を反映した最終的な条例改正案を作成します。

現在の予定では、おおむね 10 月に第 3 回審議会を開催し、パブリックコメントの結果及び最終的な条例改正案について委員の皆様を確認いただき、答申をお願いする予定です。

次回審議会の日程については、詳細が決まり次第、郵送にて開催通知をお送りいたしますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○寺部会長

はい、ありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。